



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
1 2 月 2 8 日  
号 外 ( 4 )  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

- ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則 (下水道課) ..... 1
- ※滋賀県税規則の一部を改正する規則 (税政課) ..... 4
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例  
施行規則の一部を改正する規則 (県民活動生活課) ..... 10
- ※滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課) ..... 10

### ○ 訓 令

- ※滋賀県例規集編さん規程の一部改正 (総務課) ..... 11

## 規 則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第61号

### 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例 (平成30年滋賀県条例第43号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第 2 条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公園の休園日)

**第 3 条** 条例第 9 条第 2 項ただし書に規定する施設は次の各号に掲げる施設とし、その休園日は当該各号に定める日とする。

- (1) プール 9 月 1 日から翌年の 7 月 20 日までの日 (同月の第 3 月曜日ならびにその直前の土曜日および日曜日を除く。) および同月 21 日から 8 月 31 日までの間の火曜日
- (2) グラウンドゴルフ場 火曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日) および 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) キャンプ場 11 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日 (11 月 3 日ならびに同月の第 1 土曜日および第 1 日曜日を除く。) および次に掲げる月にあつては、それぞれ次に定める日
  - ア 4 月および 10 月 月曜日から金曜日までの日 (4 月 30 日および休日を除く。)
  - イ 5 月、6 月および 9 月 月曜日から木曜日までの日 (5 月 1 日および同月 2 日ならびに休日を除く。)
  - ウ 7 月 7 月 1 日から同月 20 日までの間の月曜日から木曜日までの日および同月 21 日から同月 31 日までの間の火曜日
  - エ 8 月 火曜日
- (4) おもしろ自転車 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの日および 3 月 1 日から 11 月 30 日までの間の月曜日から木曜日までの日 (休日を除く。)(3 月 25 日から 4 月 7 日までおよび 7 月 21 日から 8 月 31 日までの間にあつては、火曜日)

(入園の制限)

**第 4 条** 知事 (指定管理者に公園の管理 (設置および改築を除く。以下同じ。) に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第 10 条までにおいて同じ。) は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公

園への入園を拒否し、または公園から退園させることができる。

- (1) 公園内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 公園の施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他知事の指示に従わない者

(入園者の遵守事項)

**第5条** 公園の入園者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公園の施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙その他の火気を使用しないこと。
- (3) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品を販売し、飲食物を提供し、またはポスター等を貼付しないこと。
- (5) 樹木等を伐採し、または植物を採取し、もしくは損傷しないこと。
- (6) 鳥獣類等を捕獲し、または殺傷しないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所へ車両を乗り入れ、または止めないこと。
- (8) その他知事が指示する事項

(施設の使用等に係る承認の手続)

**第6条** 条例第10条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、プール、グラウンドゴルフ場およびおもしろ自転車を使用しようとする場合にあっては、利用券の購入をもってこれに代えるものとする。

2 前項の使用承認申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) テニスコート、相撲場、ゲートボール場、多目的グラウンドおよび管理センター 使用しようとする日の1月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の7日前まで
- (2) 大はらっぱ広場 使用しようとする日の6月前から1月前まで
- (3) キャンプ場 使用しようとする日の属する年の3月1日から使用しようとする日の7日前まで

3 知事は、条例第10条第1項前段の規定による承認(以下「使用承認」という。)をするときは、使用承認書を当該承認の申請をした者に交付するものとする。ただし、利用券によるものにあつては、半券の交付をもって代えるものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第10条第1項後段の規定による申請および承認について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

**第7条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品を販売し、飲食物を提供し、またはポスター等を貼付しないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙その他の火気を使用しないこと。
- (5) その他知事が指示する事項

(施設の変更等の承認の手続)

**第8条** 条例第12条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

**第9条** 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

**第10条** 使用者は、公園の施設もしくは設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定の申請)

**第11条** 条例第16条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出す

ることにより行わなければならない。

- (1) 定款その他これに準ずるもの
- (2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (3) 指定を受けようとする期間における公園の管理に関する事業計画書および収支予算書
- (4) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 役員名簿
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類  
（開園時間等の変更の承認の手続）

**第12条** 条例第19条の規定による承認の申請は、あらかじめ、開園時間等変更承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

（利用料金の承認の手続等）

**第13条** 条例第20条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第20条第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、条例第20条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

（利用料金の還付の承認の手続）

**第14条** 条例第20条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

（利用料金の減免の承認の手続）

**第15条** 条例第20条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

（使用承認申請書等の様式）

**第16条** この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。ただし、指定管理者に公園の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第6条、第8条および第9条に規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

（審議会の会長および副会長）

**第17条** 審議会の会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会の代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第18条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

**第19条** 条例第22条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

**第20条** 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

**第21条** 審議会の庶務は、琵琶湖環境部下水道課において処理する。

(雑則)

**第22条** 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第62号

**滋賀県税規則の一部を改正する規則**

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「県内に事務所または事業所を有する法人または団体(以下「法人等」という。)であつて」を削り、「法人等が控除対象寄附金該当法人等届出書」を「法人または団体(以下「法人等」という。)が控除対象寄附金該当法人等指定申請書」に改め、同条第2項中「法人等の名称、主たる事務所の所在地および県内に有する事務所または事業所の所在地ならびに指定をした日」を「次に掲げる事項(県内に事務所または事業所を有しない法人等にあつては、第3号に掲げる事項を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人等の名称
- (2) 主たる事務所または事業所の所在地
- (3) 県内に有する事務所または事業所の所在地
- (4) 指定をした日

第11条の2第3項中「法人等が」を「法人等は」に、「控除対象寄附金該当法人等届出書」を「控除対象寄附金該当法人等指定申請書」に改め、同条第4項中「、準用する」を「準用する」に改め、同条第5項中「第1項または第3項」を「第1項、第3項、第5項または第6項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県内に事務所または事業所を有しない法人等にあつては、この限りでない。

第11条の2第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定を受けた法人等のうち県内に事務所または事業所を有しないものは、毎事業年度終了後4月以内に、当該事業年度に県内において主たる目的である業務を行つたことを証する書類を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、必要と認めるときは、指定を受けた法人等に対し関係書類の提出を求めることができる。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(控除対象寄附金該当公益信託の指定の手續)

**第11条の2の2** 条例第21条の2第1項第3号エの規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、当該指定を受けようとする公益信託の受託者が控除対象寄附金該当公益信託指定申請書を提出することによつて行うものとする。

- 2 知事は、指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 公益信託の名称
- (2) 指定をした日

- 3 指定を受けた公益信託の受託者は、控除対象寄附金該当公益信託指定申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに控除対象寄附金該当公益信託変更届出書を知事に提出しなければならない。

- 4 第2項の規定は、前項の規定による控除対象寄附金該当公益信託変更届出書の提出があつた場合について準用する。

- 5 指定を受けた公益信託の受託者は、毎事業年度終了後4月以内に、当該事業年度に県民の福祉の増進に寄与する事業を行つたことを証する書類を知事に提出しなければならない。

- 6 知事は、必要と認めるときは、指定を受けた公益信託の受託者に対し関係書類の提出を求めることができる。

別表2(6)の2の項中「の届出書」を「の申請書」に、「控除対象寄附金該当法人等届出書」を「控除対象寄附金該

当法人等指定申請書」に改め、同表(6)の3の項の次に次のように加える。

(6)の4 第11条の2の2第1項の申請書	控除対象寄附金該当公益信託指定 別記様式第8号の2の3 申請書
(6)の5 第11条の2の2第3項の届出書	控除対象寄附金該当公益信託変更 別記様式第8号の2の4 届出書

別表2(7)の項中「別記様式第8号の2の3」を「別記様式第8号の2の5」に改める。

別記様式第8号の2(表)中「控除対象寄附金該当法人等届出書」を「控除対象寄附金該当法人等指定申請書」に、

「届け出ます」を「申請します」に、  
 「主たる事務所の所在地」を「主たる事務所または事業所の所在地」に、

「指定寄附金」を「指定寄附金該当法人等」に改め、「(旧所得税法施行令第217条第1項第2号および第3号該当

(特例民法法人)を含む。)」を削り、  
 「滋賀県内で行っている事業の概要」を「滋賀県内で行っている主たる目的である業務の概要」に、

備 考
添付書類 1 裏面の表の左欄に該当する法人については、同表の右欄に掲げる書類 2 法人の「登記事項証明書」の写し 3 県内に有する事務所または事業所の不動産登記事項証明書（届出書を提出する日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）の写しまたは賃貸借契約書の写し 4 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し

を

備 考

に改め、同様式注を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 この申請書は、県内に有する事務所または事業所の所在地を管轄する県税事務所長を経由して提出してください（事務所または事業所が複数ある場合は、いずれかの事務所または事業所を管轄する県税事務所に提出してください。）。なお、県内に事務所または事業所を有しない場合は、総務部税政課に提出してください。

3 申請書には、次の書類を添付してください。

(1) 県内に事務所または事業所を有する場合

ア 表の左欄に該当する法人または団体については、同表の右欄に掲げる書類

イ 法人の登記事項証明書の写し

ウ 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し

エ 県内に有する事務所または事業所を使用していることを証する次のいずれかの書類

(ア) 不動産登記事項証明書（申請書を提出する日前 3 か月以内に発行されたもの）の写し

(イ) 賃貸借契約書の写し

(2) 県内に事務所または事業所を有しない場合

ア 表の左欄に該当する法人または団体については、同表の右欄に掲げる書類

イ 法人の登記事項証明書の写し

ウ 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し

エ 県内で主たる目的である業務を行うことを証する次の書類

(ア) 事業計画書および収支予算書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、知事が特に必要であると認める書類（パンフレット等）

所得税法第78条第2項第2号該当（指定寄附金該当法人等）	所得税法第78条第2項第2号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し
所得税法施行令第217条第1号の2該当（地方独立行政法人）	設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）の写し
所得税法施行令第217条第4号該当（学校法人等）	所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）の写し
租税特別措置法第41条の18の2第2項該当（認定特定非営利活動法人等）	国税庁長官または所轄庁（都道府県または指定都市）の認定（仮認定を含む。）に係る通知（認定等の有効期間内のもの）の写し

別記様式第 8 号の 2 の 2 中「控除対象寄附金該当法人等届出事項」を「控除対象寄附金該当法人等指定申請書に記載した事項」に、「

新	旧
---	---

」を

「

旧	新
---	---

」に、

「

主たる事務所の所在地
------------

」を「

主たる事務所または事業所の所在地
------------------

」に、

「

滋賀県内で行っている事業の概要
-----------------

」を「

滋賀県内で行っている主たる目的である業務の概要
-------------------------

」に改め、同様式注 2 を削り、

同様式注 1 中「ただで構いません。）」を「ください。）なお、県内に事務所または事業所を有しない場合は、総務部税政課に提出してください。」に改め、同様式注 1 を同様式注 2 とし、同様式に注 1 として次のように加える。

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別記様式第 8 号の 2 の 3 を別記様式第 8 号の 2 の 5 とし、別記様式第 8 号の 2 の 2 の次に次の 2 様式を加える。

様式第 8 号の 2 の 3

## 控除対象寄附金該当公益信託指定申請書

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

法人の所在地

法人の名称および代表者氏名

滋賀県税条例第21条の2第1項第3号エの規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。

(フリガナ) 公益信託の名称	
県民の福祉の増進に寄与 する事業の概要	
備 考	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 この申請書は、総務部税政課に提出してください。

3 申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 主務大臣の認定を受けた公益信託であることを証する書類（当該書類に記載されている認定の日が申請書を提出する日以前 5 年内であるもの）の写し
- (2) 県民の福祉の増進に寄与することを証する次の書類
  - ア 事業計画書および収支予算書
  - イ アに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類（パンフレット等）
- (3) 当該公益信託の信託行為の写し



様式第 8 号の 2 の 4

## 控除対象寄附金該当公益信託変更届出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

法人の所在地

法人の名称および代表者氏名

控除対象寄附金該当公益信託指定申請書に記載した事項に変更が生じたので、滋賀県税規則第11条の2の2第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

変 更 事 項	区 分	旧	新
	(フリガナ) 公益信託の名称		
県民の福祉の増進に寄与する事業の概要			
変更年月日	年 月 日		
備 考			

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 この届出書は、総務部税政課に提出してください。

別記様式第17号の5中

区 分	年 税 額	減 免 額
自 動 車 税	円	円
自 動 車 取 得 税	円	円
既減免車の有無	無・有(滋(賀) ー ー ) 抹消・移転・転出( 年 月 日)	

を

区 分	年税額	課税額	減免の 月 数	減免額	減免後税額
自動車税	円 <input type="checkbox"/> 重課 <input type="checkbox"/> 上限超過	円	月	円	円
区 分	課税額	減免額		減免後税額	
自動車取得税	円 <input type="checkbox"/> 上限超過 千円×税率 %	円 <input type="checkbox"/> 上限超過 千円×税率 %		円	
既減免車の有無	無・有(滋(賀) ー ー )		抹消・移転・転出( 年 月 日) 課税復活の要否：不要・必要( 円)		

に

改め、同様式注3を削る。

**付 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第17号の5の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

-----  
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第63号

**滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則(平成25年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「の事務所」の右に「(県内の事務所がない場合にあつては、主たる事務所)」を加える。

別記様式第1号中「主たる事務所以外の県内にある事務所」を「県内の事務所(主たる事務所を除く。)」に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第64号

**滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則(平成17年滋賀県規則第72号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則**

第1条中「滋賀県琵琶湖流域下水道条例」を「滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改める。

第2条から第8条までを削り、第1条の7中「第2条の7第6号」を「第8条第6号」に改め、同条を第8条とする。

第1条の6中「第2条の5第2号」を「第6条第2号」に改め、同条を第7条とする。

第1条の5第1項および第2項中「第2条の4第1号」を「第5条第1号」に改め、同条を第6条とする。

第1条の4中「第2条の3第5号」を「第4条第5号」に改め、同条を第5条とする。

第1条の3を第4条とする。

第1条の2第1項中「第2条の3第3号」を「第4条第3号」に改め、同項第2号ア中「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」を「令」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、下水道法(昭和33年法律第79号)および下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

第9条から第21条までを削り、第22条を第9条とする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 訓

## 令

### 滋賀県訓令第38号

滋賀県例規集編さん規程(昭和26年滋賀県訓令第46号)の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表中「第3章 モーターボート競走事業」を「第3章 モーターボート競走事業  
第4章 琵琶湖流域下水道事業」に改める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

